5　審判官は、準備手続をする場合には、合議体の構成員に命じて準備手続をさせることができる。

6　前項の規定により合議体の構成員に準備手続をさせる場合においては、審判長がその審判官を指定する。

7　受命審判官が準備手続をする場合には、審判長の職務は、その受命審判官が行う。

（電子呼出状の記録事項等）

第三十八条　参考人の電子呼出状には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項の電子呼出状を参考人に送達するときは、同時に、審問事項書を送達しなければならない。

（宣誓）

第四十一条　［略］

2　［略］

3　第一項の宣誓は、審判長が、参考人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、参考人がこれを述べることができないときは、審判長は、参考人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。）に署名させ、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

［項を削る。］

4　［略］

（文書等の質問への利用）

第四十五条　［略］

2　［略］

3　審判長は、電子調書の作成に用いる場合その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（書類等に基づく陳述の禁止）

第四十六条　参考人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（対質）

第四十七条　［略］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を電子調書に記録させなければならない。

3　［略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人審問）

第四十七条の二　法第百八十五条第二項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人（同項第二号に掲げる場合にあっては、指定職員及び被審人又はその代理人並びに参考人）の意見を聴いて、参考人を次に掲げる要件を満たす場所であって審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

一　指定職員又は被審人若しくはその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第百八十五条第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員並びに被審人及びその代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人若しくはその代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（呼出状の記載事項等）

第三十八条　参考人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、審問事項書を添付しなければならない。

［一～三　同上］

［項を加える。］

（宣誓）

第四十一条　［同上］

2　［同上］

3　審判長は、参考人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。参考人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

4　前項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5　［同上］

（文書等の質問への利用）

第四十五条　［同上］

2　［同上］

3　審判長は、調書への添付その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（書類に基づく陳述の禁止）

第四十六条　参考人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（対質）

第四十七条　［同上］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を調書に記載させなければならない。

3　［同上］

［条を加える。］